

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (東部振興) 一
- ときがわ町営土地改良事業(団体営中山間地域総合整備事業)の工事完了 (東松山農林) 一
- 西吉見南部土地改良区の役員退任届 (〃) 一
- 県道松戸草加線の区域の変更 (越谷県土) 二
- 県道春日部久喜線の供用の開始 (〃) 二
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 二
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 三
- (〃) 三
- (〃) 三
- (熊谷建築安全センター) 三
- (越谷建築安全センター) 三
- 選挙管理委員会の召集 (選管委) 三
- 平成二十一年九月二日現在における選挙人名簿登録者数の五分の一、三分の一の数等 (〃) 四

告示

埼玉県告示第千二百六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年

度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年九月七日

二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人日本まちづくり推進協議会

三 代表者の氏名

須田 恒弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市氷川町三百二番地十

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民、団体に対し、

世界の国々(日本国内を含む)のまちをモチーフにまちづくりを行い、人や文化の交流を推進し、もって豊かな社会環境をつくり、平和な世界の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、ときがわ町長から次の土地改良事業の工事完了した旨の届出があった。

平成二十一年九月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 事業

ときがわ町営土地改良事業(団体営中山間地域総合整備事業)

二 地区

木のむらときがわ地区

三 工事完了

平成二十一年三月三十一日

埼玉県告示第千二百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条十六項の規定により、西吉見南部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十一年九月十五日

埼玉県知事 上田清司

退任

職名 氏名 住所
理事 関口作治 東松山市大字柏崎二〇〇番地

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松戸草加線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	三郷市戸ヶ崎三丁目四四七番地先から同市戸ヶ崎二丁目九三番二地先まで		二二・〇〇、 二四・〇〇	五三七・七三	平成十三年二月二十日付け埼玉県告示第二百九号で告示した道路区域の一部変更である。
新			二二・〇〇、 三三・四〇		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
春日部久喜線	春日部市梅田二丁目四六番五地先から同市粕壁字浜川戸六〇二九番一地先まで	平成二十一年九月十六日	平成二十一年三月十三日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号における道路区域の供用開始である。 延長九七・〇〇メートル

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第一百八号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号

平成二十一年九月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

二 検査済証番号

平成二十一年九月八日

第二一〇〇八八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字上横田字峯原四六
八一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡滑川町月の輪二一五―三
グレイスコートB二〇二

新井 進

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成十八年二月二十日

指令東整第一七〇二六〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月八日

第二一〇〇八三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字長楽字梓上二七七

―一、二七七―七、二七九―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡鳩山町大字須江一〇七

吉川 孝

九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年七月二十七日

指令川建セ第二一〇〇四七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月八日

第二一〇〇八六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都七三―七、七三

―八、七三―一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字高坂一〇三一―

五 山本 晃一

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第
百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年九月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年九月九日

指令熊建セ第二〇〇〇一一三号

二 検査済証番号

平成二十一年九月九日

熊建セ第二百二十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字間口字広畑八

一三一―外十七筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字間口九七二番

地 丸山運輸倉庫株式会社 代表取締

役 丸山 榮徳

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年八月十一日

指令越建セ第二一〇〇六三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月八日

第二一七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字与左エ門

前二一七二―六、二一七三―四、二一

七五―三、二一七七―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字杉戸三三三八番

地九 内田 國博

北葛飾郡杉戸町内田三丁目一八番三

六号 ローレル・マンション一〇一

内田 雅博

埼玉県選管告示第百三十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十一年九月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十一年九月十七日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に
ついて

埼玉県川越建築安全センター所長告示第

新藤 巧

口 その他

埼玉県選管告示第百三十八号

平成二十一年九月二日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十一年九月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一六、一三〇人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇三四、四一二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区 数

南第一区 六四、三八八人

南第二区 一三三、九七〇人

南第三区 二二、六八六八人

南第四区 三六、六七六八人

南第五区 二九、五五七八人

南第六区 四一、五六四八人

南第七区 二五、四七八八人

南第八区 二四、八二八八人

南第九区

南第十区

南第十一区

南第十二区

南第十三区

南第十四区

南第十五区

南第十六区

南第十七区

南第十八区

南第十九区

南第二十区

南第二十一区

南第二十二区

南第二十三区

西第一区

西第二区

西第三区

西第四区

西第五区

西第六区

西第七区

西第八区

西第九区

西第十区

西第十一区

西第十二区

西第十三区

西第十四区

西第十五区

北第一区

北第二区

三九、〇四六八

四六、〇三九八

二八、九七一八

三〇、四八七八

六〇、六二〇八

三一、三六三八

一九、二〇六八

三〇、二二五八

一九、〇三九八

四二、四一八八

一九、三三二八

三一、〇九四八

一六、五九九八

三三、九四六八

二〇、五四五八

九二、六四四八

四〇、四三二八

二二、六六七八

四三、二四三八

一五、四〇二八

二八、五一五八

二三、〇三〇八

九一、一六一八

一五、五一五八

一三、七三三八

二七、〇九九八

一八、七四五八

一二、一〇九八

二四、〇八三八

二七、三五七八

一八、八三六八

一二、七四三八

北第三区
北第四区
北第五区
北第六区
東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

発行日	
毎週 火曜日・金曜日	
購読料金	
（郵便料金を含む） 一年四万三千四百円	
発行者	
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二―一（代表） 埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm	一五、二六八人 二一、六〇一人 四九、二〇〇人 五五、三六五人 二三、七七三人 一五、三一六人 一八、五〇六人 一五、三七四人 一九、五二五人 一七、六七五人 二八、六五八人 五五、〇四六人 八六、五八七人 二一、四九四人 三五、二六三人 一七、二七一人 一五、〇八八人 三一、四八六人 一六、九九二人
印刷所	
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六―二二九〇―一（代表）	